



The Knights

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051-2

TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817

URL: www.knights.co.jp

化学物質による労働災害防止のための新たな規制について

厚生労働省は 2022 年 5 月 31 日、労働安全衛生規則等の一部を改正しました。本改正は、化学物質関係の特別規則※の規制の対象外であった化学物質を主な対象として、事業者がリスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のための措置を適切に実施する制度を導入するものです。

※特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則
○改正内容(一部抜粋)

- ・リスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすること(濃度基準値以下にすること)
- ・衛生委員会付議事項の追加
- ・化学物質管理者の選任義務化
- ・雇入れ時等教育の拡充
- ・SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新
- ・管理水準良好事業場の特別規則等適用除外
- ・特殊健康診断の実施頻度の緩和
- ・第三管理区分事業場の措置強化

○施行日

公布日(一部 2023 年 4 月 1 日又は 2024 年 4 月 1 日施行)

当社では作業環境測定に長年の実績と豊富な経験があります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 [2022 年 5 月 31 日付 厚生労働省報道発表資料](#)
有機分析箇所 杉山みなみ

夏季休業について（お知らせ）

誠に勝手ながら、当社では下記のとおり夏季休業させていただきます。何かとご迷惑をおかけすることとは存じますが、悪しからずご了承いただくようお願い申し上げます。

夏季休業日 8 月 12 日（金）

PFHxS のストックホルム条約附属書 A へ追加決定

2022 年 6 月 6 日～6 月 17 日に、残留性有機汚染物質 (POPs) に関するストックホルム条約 (POPs 条約) の第 10 回締約国会議 (COP10) が開催されました。

会議の主な結果は、以下の通りです。

①条約上の規制対象物質の追加決定

・附属書 A (廃絶) への追加物質:

ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) とその塩及び PFHxS 関連物質

・主な用途:

泡消火薬剤、金属めっき、織物、革製品及び室内装飾品、研磨剤及び洗浄剤、コーティング、電子機器及び半導体の製造 等

・決定された主な規制内容:

製造・使用等の禁止 (特定の用途を除外する規定なし)

今後、製造・使用等の廃絶に向けた取組みを条約の下、国際的に協調して行われます。また、各加盟国は対象物質について各国の国内法令で担保することとなり、日本においても条約で定められている規制内容に基づき、所要の措置を講ずることになります。

②過去に附属書に追加された物質の個別の適用除外の見直し

2017 年に附属書 A に追加されたデカブロモジフェニルエーテル及び短鎖塩素化パラフィンについて、個別の適用除外が引き続き必要か検討するための情報を 2022 年 8 月 31 日までに提出するよう締約国及びオブザーバーに対して求めることになりました。

当社では、PFHxS 等の PFAS 分析に対応しております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 [2022 年 6 月 21 日付 環境省報道発表資料](#)

有機分析箇所 長谷川知草

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

- [1. 2020 年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果について](#)
- [2. ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更等について](#)
- [3. 第 2 回水道の諸課題に係る有識者検討会の開催について](#)
- [4. バーゼル条約の締約国会議の結果について](#)



消毒副生成物の検査の期間です！

特定建築物に該当する建物は、定期で水質検査が義務付けられています。中でも消毒副生成物の 12 項目は、水質検査の実施時期が決められており、6 月～9 月の間に実施する必要があります。詳しくは下記 URL からご覧いただけます。
特定建築物における水質検査: <https://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR08005.pdf>

お問い合わせはこちら



お問い合わせはこちら